

大規模建築物等の新築等の届出書制度について

1. 届出書提出対象施設：下記の規則による。

飯塚市都市景観条例施行規則 第9条(大規模建築物等)。

条例第18条第1項に規定する大規模建築物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地上の高さが13メートル以上又は延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物。
- (2) 表示面積の合計*1が20平方メートルを超える広告物。
- (3) 高さが13メートルを超える工作物。

*1：表示面積の合計

広告板、広告塔、その他の広告物で2面以上の広告面を有するものや、数個の広告板で全体を1つとみなすものは、その表示面積を合算する。

2. 申請時期：確認申請提出前。

3. 提出書類：届出書及び添付図書1部(なお、事業者が受付印を押印したものがほしいという依頼があった場合には2部提出)。

4. 添付図書：「完成予想図」としては、形態及び色彩を確認するため「パース」(色つきの外観図)を提出。手書きで着色したものでもよい。

その他の添付図書については、「届出書に添付する図書について」参照。

5. 審査内容：建築物や外観の形態及び色彩。

6. 審査基準：形態及び色彩について、明確な基準はなく、一般的な印象や他自治体での建築履歴などを参考とする。特徴的なものについては、都市景観審議会に諮る。

7. 審査期間：申請を受けてから審査報告までは1週間程度。

8. 審査結果：市より交付し、その記載事項を確認し、建築物等へ反映してもらう。

9. 交付書類：審査結果及び事業者から依頼のあった受付印が押印しである届出書。

10. 手数料：なし。

11. 建築確認申請との関係：直接影響するものではない。

12. 備考：交付書類の連絡のため、届出の方の連絡先を確認すること。